

令和4年9月（第3回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案の審査の結果とその概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第74号及び第77号から第83号までの全8件はいずれも全会一致をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第78号宇部市水道事業会計剰余金処分の件及び議案第79号宇部市下水道事業会計剰余金処分の件についてです。これらは、令和3年度の水道事業会計及び下水道事業会計の剰余金を、建設改良積立金へ積み立てるとともに、資本金へ組み入れることについて、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

水道事業は64,461,825円、下水道事業は56,555,759円の剰余金処分後の残高をそれぞれ挙げている根拠についてただしたところ、現在も新型コロナウイルス感染症の影響があり、水道料金及び下水道使用料収入がいつ、どのような形で減収となるか見込みが立てづらいため残高としてこの額を挙げたとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第80号から第83号までの損害賠償の額を定める件（追認）の4議案についてです。

これらは、宇部市水道事業会計において、議会の議決を得ることなく、損害賠償の額を定め、また支払いを済ませていた事案が4件あったことから、追認の議決を求めるものです。

議案第80号は平成24年度に発生した消火栓ボックスの鉄蓋の跳

ね上がりによる物損事故に係る損害賠償額を定めることについて、議案第81号は令和2年度に契約した工事について、市の責めに帰すべきと認められる工期延長を行ったことにより、使用期限のある工事材料を使用不能とさせたことに係る損害賠償額を定めることについて、議案第82号及び第83号は、令和3年度に発生した給水管漏水による物損事故で、相手方の異なる2件について、それぞれ損害賠償額を定めることについて、市議会に追認の議決を求めるものです。

これらの議案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、これら4件の議案の追認が、議会で否決された場合どうなるのかただしたところ、否決となった場合は損害賠償金を支払う前の状態に戻さなければならないため、まずは、それぞれの損害賠償の相手方に対し、支払った損害賠償金の返還を求めることになる。それを経て、示談交渉し、その後再び議会に上程して、議会の議決後に改めて示談書を締結するという流れになるとのことでした。

次に、議案第81号について、損害賠償が保険で対応できないということだが、本件は令和2年度の事件にも関わらず、相手側に渡す前に監査の指摘がなかったのかただしたところ、確かに令和2年度に発注をした工事であるが、令和3年度に繰越になっているため、令和3年度決算として市の監査の対象となるとのことでした。

次に議案第82号及び第83号について、水道管から勢いよく漏水し、付近の土砂が混ざり、近くにあるガスを損傷したということであるが、特に具体的な対策はあるのかただしたところ、管と管の間は30センチ以上離すこととなっているが、それができない場合は管の周りにゴム板を巻くなどの対策を行うことになる。これらの事故は鉛製の給水管に穴が開いたもので、宇部市においては昭和61年4月より鉛管については新たな使用を禁止しており、この事故以降は、ガスの工事箇所近くに給水管があると連絡が入り、その給水管が鉛製であることが判明した時点で、別の材質のものに取り換えているとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号和解についてです。本案は令和4年4月7日にボスティビルド3階で発生した火災により、供用開始予定であった子育てサークル等で使用する備品等が被災し、供用開始に遅れが生じた事案に関し、市が被った損害の賠償請求に係る相手方との和解について市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、損害賠償の詳細な内訳についてただしたところ、内訳は通信運搬費26,049円、備品購入費501,090円、委託料428,666円、人件費145,755円、家賃66万円、駐車場及び共益費等148,500円で、以上で合計1,910,060円となることでした。

次に前段の答弁の中の、備品購入費の詳細な内訳についてただしたところ、いずれも3階にある、若者フリースペースが44,440円、子育てサークルが456,650円で、以上で合計501,090円となることでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。